

危険物の規制に関する政令 別表第3

類別	品名	性質	指定数量
第1類		第1種酸化性個体	50kg
		第2種酸化性個体	300kg
		第3種酸化性個体	1,000kg
第2類	硫化りん		100kg
	赤りん		100kg
	硫黄		100kg
		第1種可燃性個体	100kg
	鉄粉		500kg
		第2種可燃性個体	500kg
	引火性固体		1,000kg
第3類	カリウム		10kg
	ナトリウム		10kg
	アルキルアルミニウム		10kg
	アルキルリチウム		10kg
		第1種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg
	黄りん		20kg
		第2種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg
		第3種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg
第4類 (※1)	特殊引火物	-	(ジエチルエーテル、二硫化炭素) 50ℓ
	第1石油類	非水溶性液体	(ガソリン、ベンゼン、トルエン) 200ℓ
		水溶性液体	(アセトン、ピリジン) 400ℓ
	アルコール類	-	(メタノール、エタノール) 400ℓ
	第2石油類	非水溶性液体	(灯油、軽油、キシレン) 1,000ℓ
		水溶性液体	(氷酢酸、アクリル酸) 2,000ℓ
	第3石油類	非水溶性液体	(重油、クレオソート油) 2,000ℓ
		水溶性液体	(グリセリン、エチレングレコール) 4,000ℓ
	第4石油類	-	(ギヤー油、シリンダー油) 6,000ℓ
	動植物油類	-	(アマニ油、ヤシ油) 10,000ℓ
第5類		第1種自己反応性物質	10kg
		第2種自己反応性物質	100kg
第6類			300kg

※1 ガソリン・灯油・軽油などの身近な危険物（国内で使用される危険物のうち80%弱を占めています。）。

[備考]

- 1 第1種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。
 - イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんと混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
 - ロ 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
- 2 第2種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第1種酸化性固体以外のものであることをいう。
 - イ 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんと混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
 - ロ 前号ロに掲げる性状
- 3 第3種酸化性固体とは、第1種酸化性固体又は第2種酸化性固体以外のものであることをいう。
- 4 第1種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。
- 5 第2種可燃性固体とは、第1種可燃性固体以外のものであることをいう。
- 6 第1種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
- 7 第2種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第1種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 8 第3種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1種自然発火性物質及び禁水性物質又は第2種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 9 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
- 10 水溶性液体とは、1気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
- 11 第1種自己反応性物質とは、孔径が9ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第1条の7第5項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
- 12 第2種自己反応性物質とは、第1種自己反応性物質以外のものであることをいう。